

個人にかかわる税制改正

03年度の税制改正の大綱が決定されました。  
ポイントは、個人にかかわる税制の改正です。

税目	改正項目	時期	改正案	現行
相続税 贈与税	最高税率の 引下げ	03年1月～	50%	70%
	相続時精算 課税制度 (仮称)の創 設	03年1月～	贈与時：贈与税納付 相続時：贈与+相続財産 の合計に対する 相続税-既納付 贈与税 対象者となる贈与の要件 贈与者：65歳以上の親 受贈者：20歳以上の子	新設 現行の贈与税といずれか 選択
所得税	配当課税	03年4月～	上場株式等の配当は、申告 不要	少額配当のみ申告不要
		03年4月～ 08年3月	上場株式等の配当は、 10%の源泉税率	20%の源泉税率
		～03年3月	廃止	35%源泉分離課税
	株譲渡課税	03年1月～ 07年12月	上場株式等の譲渡所得 は、10%の税率	長期保有上場株式等の暫 定税率
		～03年3月		長期保有上場株式等の 100万円控除
	配偶者特別 控除	04年1月～	廃止	割増特別控除
消費税	免税点	05年1月～	1千万円以下	3千万円以下
	簡易課税	05年1月～	5千万円以下	2億円
	申告納付 回数	05年	前年消費税6千万円超の 場合：年12回(毎月)	(新設)

お見逃しなく！

1. 相続時精算課税制度

- 1) 非課税枠は2,500万円で、超過分は一律20%の贈与税となります。
- 2) 制度を選択する場合には、贈与申告書に届出書を添付します。
- 3) 住宅取得資金について、相続時精算課税制度を選択した場合は、非課税枠3,500万円となり、贈与者は65歳以下でも可能です。

2. 非上場株については、申告不要制度と10%源泉税率は適用されず、従来どおりとなる見とおしです。